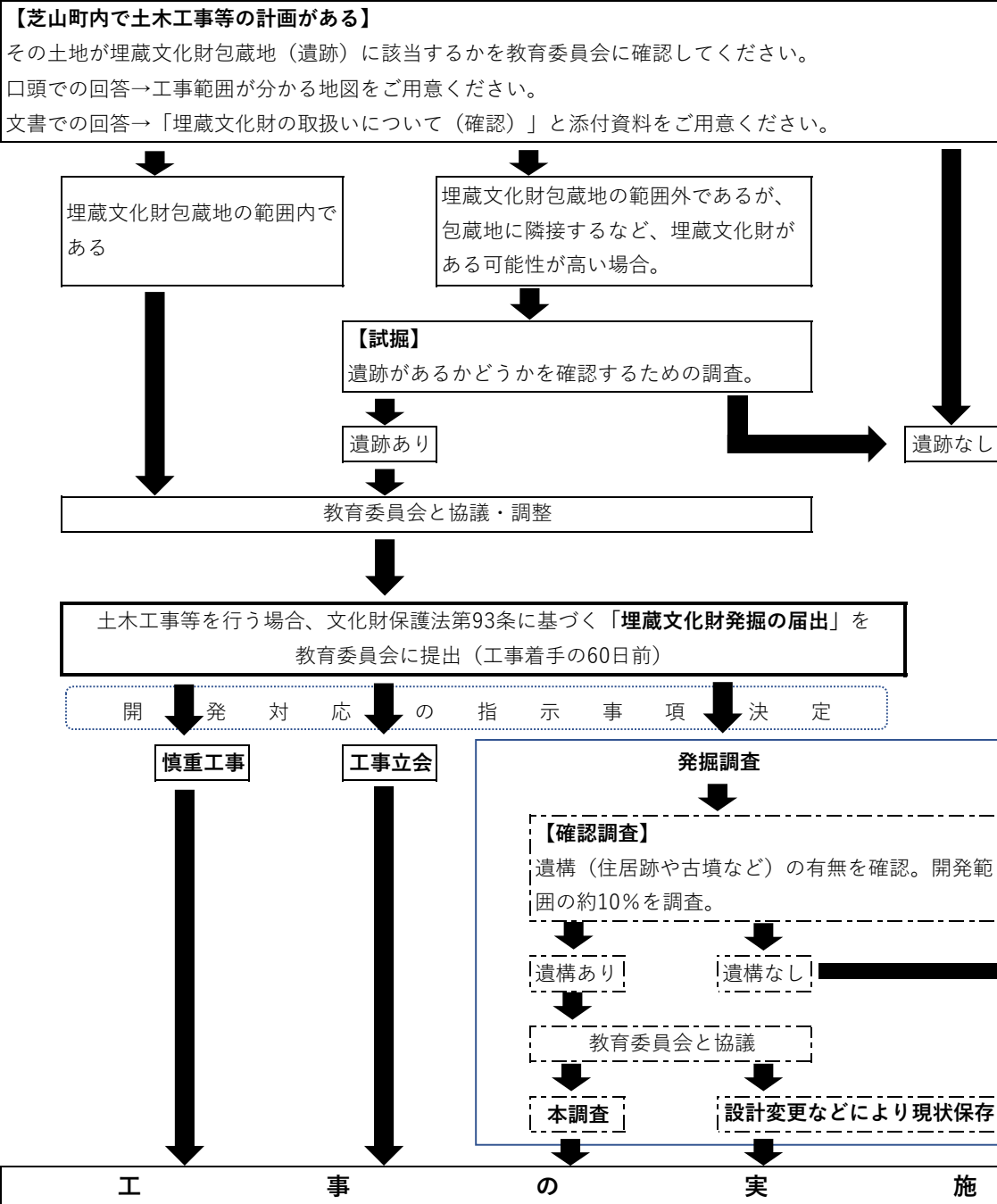


# 埋蔵文化財に係る事務手続きの流れ

土木工事等の計画がある場合には、その土地が埋蔵文化財包蔵地（遺跡）に該当するかどうかを事前に確認する必要があります。



※上記は、埋蔵文化財の取扱いについて、基本的な流れを示したものです。遺跡の性格や地形、工事内容等によっては、手続きが異なる場合があります。

※工事中に遺跡などが発見された場合には届出が必要ですので、教育委員会までご連絡ください。

※農地での本調査を実施する際には、農地転用許可を受けている必要があります。

## 問い合わせ先

〒289-1624

千葉県山武郡芝山町小池973

芝山町教育委員会 教育課 文化振興係

☎ 0479-77-1861    📠 0479-77-1950

✉ bunka@town.shibayama.lg.jp